|  |  |
| --- | --- |
| **現行** | **変更後****別紙** |
| （事業）第５条　（略）２　前項第２号に掲げる事業は，同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし，収益を生じた場合は，同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。 | （事業）第５条　（略）２　前項第２号に掲げる事業は，同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし，利益を生じた場合は，同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。 |
| （権能）第23条 総会は，以下の事項について議決する。(1) ～（3）　（略）(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更(5) 事業報告及び収支決算(6) （7）　（略） (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄（以下，略） | （権能）第23条 総会は，以下の事項について議決する。(1) ～（3）　（略）(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更(5) 事業報告及び活動決算(6) （7）　（略） (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄（以下，略） |
| （議決）第28条　（略）２　（略） | （議決）第28条　（略）２　（略）３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において，正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。 |
| （議事録）第30条　（略）２　（略） | （議事録）第30条　（略）２　（略）３　前２項の規定に関わらず，正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより，総会の決議があったとみなされた場合においては，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。1. 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
2. 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
3. 総会の決議があったものとみなされた日
4. 議事録を作成した者の氏名
 |
| （資産の構成）第39条 この法人の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。(1)～（3）　（略） (4) 財産から生じる収入(5) 事業に伴う収入(6) その他の収入 | （資産の構成）第39条 この法人の資産は，次の各号に掲げるものをもって構成する。(1)～（3）　（略） (4) 財産から生じる収益(5) 事業に伴う収益(6) その他の収益 |
| （事業計画及び予算）第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は，理事長が作成し，総会の議決を経なければならない。 | （事業計画及び予算）第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は，理事長が作成し，総会の議決を経なければならない。 |
| （暫定予算）第45条 前条の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，理事長は，理事会の議決を経て，予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。２　前項の収入支出は，新たに成立した予算の収入支出とみなす。 | （暫定予算）第45条 前条の規定にかかわらず，やむを得ない理由により予算が成立しないときは，理事長は，理事会の議決を経て，予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。２　前項の収益費用は，新たに成立した予算の収益費用とみなす。 |
| （予備費の設定及び使用）第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため，予算中に予備費を設けることができる。２　（略） | （予備費の設定及び使用）第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため，予算中に予備費を設けることができる。２　（略） |
| （事業報告及び決算）第47条 この法人の事業報告書，収支計算書，貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は，毎事業年度終了後，速やかに，理事長が作成し，監事の監査を受け，総会の議決を経なければならない。２　（略） | （事業報告及び決算）第47条 この法人の事業報告書，活動計算書，貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は，毎事業年度終了後，速やかに，理事長が作成し，監事の監査を受け，総会の議決を経なければならない。２　（略） |
| （定款の変更）第50条　この法人が定款を変更しようとするときは，総会に出席した正会員の○分の○以上の多数による議決を経，かつ，軽微な事項として法第25条第３項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。1. 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
2. 資産に関する事項
3. 公告の方法
 | （定款の変更）第50条　この法人が定款を変更しようとするときは，総会に出席した正会員の○分の○以上の多数による議決を経，かつ，法第25条第３項に規定する以下の事項を変更する場合，所轄庁の認証を得なければならない。1. 目的
2. 名称
3. その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
4. 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
5. 社員の資格の得喪に関する事項
6. 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
7. 会議に関する事項
8. その他の事業を行う場合における，その種類その他当該その他の事業に関する事項
9. 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
10. 定款の変更に関する事項
 |
| （解散）第51条 この法人は，次に掲げる事由により解散する。　（1）～（4）　（略）（5）破産（以下，略） | （解散）第51条 この法人は，次に掲げる事由により解散する。　（1）～（4）　（略）（5）破産手続開始の決定（以下，略） |
| （残余財産の帰属）第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は，法第11条第３項に掲げる者のうち，○○○に譲渡するものとする。 | （残余財産の帰属）第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は，法第11条第３項に掲げる者のうち，○○○に譲渡するものとする。 |